

障害福祉サービス等における事故発生時の本市への報告について

1 報告の対象とするサービス等

障害福祉サービス（共生型含む）、障害者支援施設、地域相談支援、計画相談支援、基準該当障害福祉サービス、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム

※以下、上記事業を実施する者を「事業者等」という。

2 報告を要する事故等の種類

次の区分に該当する事故等が発生した場合に報告を要する。

- ① 対人事故
- ② 対物事故
- ③ 感染症等の発生
- ④ 情報漏洩等
- ⑤ 虐待及びその他の不祥事

※各区分の具体的な内容等は別表を参照

3 報告の方法

- (1) 事業者等は、事故等が発生した場合、速やかに本市へ電話で報告（第一報）をする。
- (2) 事業者等は、事故等の処理について区切りがついたところで、別紙「事故報告書」にて報告（郵送）する。
- (3) 事故等の処理に期間を要すると見込まれる場合は適宜経過を報告する。経過報告の様式は問わないが区切りがついたところで、別紙「事故報告書」にて報告（郵送）する。

※別紙「事故報告書」により難しい場合は、事業者等で定める任意の様式に代えることも差し支えないが、「事故報告書」記載の内容を網羅すること。

4 本市の連絡先（障害者支援課事業者指導担当）

【第一報連絡先】

電話：052-238-0567

【事故報告書郵送先】

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目18番1号

ナディアパークビジネスセンタービル10階

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 分室

5 留意事項

事故が発生した場合は、応急処置等必要な措置を施し、速やかに利用者の家族、主治医等へ連絡し、その後、本市へ第一報を連絡すること。

本市以外の市町村が支給決定した利用者に係る事故の場合は、当該市町村へも速やかに報告すること（報告方法等は当該市町村の指示に従うこと）。

別表 報告を要する事故等の内容

区 分	事 故 等 の 内 容
①対人事故	<p>サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生及び行方不明等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ケガ」とは、医療機関を受診した場合や施設内で同程度の治療をした場合とする。事業者等の過失の有無を問わない。 ・医療機関への受診を要しない場合であっても、利用者とのトラブルが発生することが予想される場合や、利用者に賠償金や見舞金を支払った場合は報告すること。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告すること。 ・「サービスの提供による」とは、事業者等が行う送迎、通院への付き添いも含むものとする。 ・「行方不明」とは、サービス提供中に利用者が行方不明になった場合とする。
②対物事故	<p>サービスの提供に伴い発生した利用者等の保有する財物の毀損若しくは滅失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毀損、滅失の程度は利用者等への賠償（金銭、現物を問わず）を行った場合とする。 ・利用者等への賠償を行わない場合であっても、利用者等とのトラブルが発生することが予想される場合は報告すること。
③感染症等の発生	<p>施設内で感染症等が集団発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症等とはMRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、新型コロナウイルス感染症などの他、食中毒も対象とする。 ・具体的には、①事業所全体で10名以上（一日あたり）が罹患した場合、②1ユニットのうち半数以上が罹患した場合、③感染症による死亡者が発生した場合、④その他事業所の運営に重大な支障を来すおそれがあり、管理者が報告を必要と認めた場合とする。 ・他の法令により届出義務等がある場合は、当該法令に従い届出等の必要な措置を講ずること。
④情報漏洩等	<p>当該事業所の利用者・家族等に関する情報の紛失・漏洩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名・写真等個人が特定・類推できる状態の情報の紛失漏洩等について報告すること。（利用者の写ったデジタルカメラ等の紛失等を含む）
⑤虐待及びその他不祥事	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待に限らず、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待も報告すること。 ・利用者の処遇に影響があるもの（不正請求、職員による着服・横領、送迎時等の交通事故等）について報告すること。